



① 発見

絶対に見逃さない全職員の観察眼

1. 観察【見え隠れしているいじめの芽の発見】

- 授業中の発言を冷やかされたり、無視されたりしている。
 - 席替えの時に机をほんの少しでも離される。
 - 給食が配膳されなかったり掃除で机が運ばれなかったりする。
 - ズボンおろしやカンチョーなどの行為が横行する。
 - 「～菌」と言われたり、「タッチゲーム」が流行ったりする。
 - 物が不自然に無くなったり、壊されたりする。
 - 役割を押しつけられたり、責任を追及されたりする。
 - 黒板や掲示物に個人名の書き込みやいたずら書きが見られる。
 - 複数児童の間でひそひそ話や、手紙等の受け渡しが見られる。
 - ペアやグループを決める時などに、特定の子が外される。
 - その子の発言や発表が減ったり書字が雑になったりする。
 - その子の休み時間過す相手や話し相手が不自然に変わる。
- ※上記は担任の観察、全教職員からの情報はもちろん、児童からの声や、保護者からの相談や地域からの連絡等も含む
- (2) いじめの芽を発見した時点でその場で毅然と対応する。

2. 調査【内在化しているいじめの芽の発見】

- (1) 表面化していないいじめの芽の発見に努める。
⇒年3回の「なかよしアンケート」の実施
- ◇「友だちのことで 困っていることはありますか？」
- ①「あるに○をした人 それはどんな友だちですか？」
(クラスの友だち・学校や近所の友だち・部活動の友だち
塾や習い事の友だち・その他)
- ②「困っていることは...どんなことですか？」
- (2) 「なかよしアンケート」をもとに全児童と個別面談を実施し、表面化していない子どもの悩みを具体的に把握する。
→アンケートと面談の結果を担当が集約
→→集約した情報を学年の全教員で共有
→→→教育相談担当及び校長・教頭へ報告
- (3) 「学校生活アンケート」など、他の調査からいじめの芽を見つけ次第、担任等が面談を実施する。
- (4) 「そうだんポスト」などを活用し、担任以外の教職員への相談を機に担任等が面談を実施する。※SCとの綿密な連携
- (5) 「特別支援委員会」「生徒指導部会」の月例開催による情報交換を機に、担任等が面談を実施する。

小さな芽のうちに発見する体制

定義

心理的又は物理的な影響を与える行為インターネット上で当該児童等が心身の苦痛を感じている ※校内外問わず

② 対処

積極的な認知と迅速な報連相

1. 事実認知・報告【早期の認知】

- (1) 左記①段階で発見したいじめの芽は大小に関わらず、学年主任や生徒指導主任等に必ず報告・連絡・相談をする。
- (2) 主任の判断で、校長や教頭に報告・連絡・相談をする。
⇒「いじめ防止対策委員会」を開催

校長 教頭 教務 担任 学年主任 生徒指導主任 教育相談担 他

2. 事実確認・報告【事実関係の整理】

- (1) 被害児童からの聞き取りにより事実関係を正しく把握する。
「いつ・どこで・誰に・何をされたかできるだけ詳しく」
詳細な記録を時系列に整理し被害事実を具体的に確認する。
※状況に応じて、担任以外の教職員が対応する。
※聞き取り環境には十分配慮する。
- (2) 被害児童の安全確保と心のケアに努める。
「先生たち全員であなたを守りぬく。」という姿勢を示す。
- (3) 観衆児童や傍観児童への事実関係の確認を行う。
「いつ・どこで・誰に・何があったかできるだけ詳しく」
詳細な記録を時系列に整理し、客観的事実を確認する。
※必要に応じて当該学年全員を対象にアンケート等を実施
- (4) いじめ行為を行ったと思われる児童に事実関係確認を行う。
被害児童の報告や客観的事実を基に事実関係の確認をする。
※場合によっては、意図的に(3)(4)の順序等を調整する。
※(3)(4)については本人達が委縮しないように、
【事実の確認】と【指導】を明確に区別する。
- (5) (1)～(4)で確認した全事実を時系列に整理※@資料子どもから聞き取った事実をもとに、今後の方針(案)を打ち立てる。資料と口頭報告をもって「いじめ防止対策委員会」にはかる。

3. 緊急対策会議【24時間以内の対応】

- (1) 上記1(2)から24時間以内に校長が会議開催の判断をする
「いじめ防止対策委員会」で具体的方針と対応策を決定する。
※休日をまたがない。 ※他の会議等よりも優先する。
- ①事実の報告・確認 ②ケースにおける見立て
③具体的方針と対応策の決定...④役割分担決定...⑤行動開始

4. 担任等による家庭訪問・電話連絡・面談

- (1) 現時点で把握している事実を被害児童の保護者に報告する。
- (2) 対策会議で決定した具体的な方針を明示する。
- (3) 子どもの様子を観察し続け・報告することを明言する。
「全職員で子どもを守ることを約束する。」

子どもを守り抜く 組織での対応

いじめ防止の取り組み ... 「いじめは絶対に許されない」という意識を全職員・全児童でもつ。 ★発見・対処・追跡の基盤となる

- ①「いじめゼロ宣言」を掲げる。 ※【やる勇氣・とめる勇氣・はなす勇氣・みとめる勇氣】全校集会で校長講話→各教室で宣言→全校掲示
- ②豊かな人間関係プログラム(ピア・サポート)や、生命尊重を題材にした授業(実践事例集を参考に)を全学年で完全実施する。
- ③「教育ミニ集会」や「校内職員研修」でネットモラル等について扱うなど、子どもを取り巻く現状を学校・家庭・地域の大人で学ぶ。

③ 追跡

全児童の成長を促す事後指導とケア

1. 児童の支援・指導と観察【関係児童全員】

- (1) 対策会議で決定した方針や対応策に基づいて、本件に関わる全児童への支援や指導にあたる。
※必要に応じて、全学年や全校児童への支援や指導にあたる。
- (2) (1)以降の5日間は関係児童の様子をきめ細かく観察する。
- (3) 5日経過しても改善が見られない時は再度対策会議にはかる。

2. 家庭への経過報告【各家庭に定期連絡】

- (1) 上記1(1)から5日間の観察期間は、児童の様子を各家庭に報告する。家庭での様子も伺う。
- (2) 対応開始から1週間を目安に、電話連絡や面談を行う。
※状況が落ち着くまで、定期的に連絡をとる。
- (3) 対応開始から1ヶ月を目安に状況を整理し、校長に報告する。
校長の判断で「いじめ防止対策委員会」を開催する。

3. 終息状況の確認【いじめ対策委員会の判断】

- (1) 「いじめ防止対策委員会」にてケースの終息状況を検討する。
必要に応じて方針や対策の改善を図り、支援・指導を継続する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、全職員を対象に本件の事実や経過の報告を行う。全職員で情報を共有する。

4. 継続的な支援【教職員間での引き継ぎ】

- (1) 本件の発見・対処・追跡までを時系列で文書にまとめたものを、校長の判断により要録庫に一定の期間保管する。
- (2) 次年度以降の担任、進学先中学などを含め、職員で引き継ぎを行う。連携を密にするために、紙面のみの引き継ぎではなく、口頭で直接伝達することが望ましい。
※できる限り旧担任と新担任で直接引き継ぎをする。

一時的ではない 継続的な支援

いじめ対策基本プランにおける全職員の心構え

- ①いじめはどこにでも起り得る。いじめと向き合うのは大人の使命。
日常的に【防止】【発見】に努め、【対処】【追跡】に繋げていく。
- ②児童の心身の理解を深めることが大前提。表面的な言動だけで判断せず、「なぜ...?」という発想を持ち、その背景にも着目する。
- ③職員相互の報連相を怠らない。認知の遅れは事態悪化を招く。
「いじめのない学校」以上に「いじめを許さない学校」を目指す。
- ④いじめ問題を個人で抱え込まないようにする。職員間の風通しをより良いものにし「あれ...?」という違和感や気づきを共有する。
- ⑤「どこかおかしい...」と気づく力、「どうすればよい...」と考える力、「どうかしよう...」とチームで動く力が必要不可欠である。